

多摩マンション管理組合連絡会

08年10月に発足します！！

《《貴管理組合の入会を お待ちしています》》

多摩マンション管理組合連絡会（以下「連絡会」）は、お互いの情報や経験を活用しあって、各管理組合の運営をより良いものにしていく組織です。

多摩ニュータウン及びその周辺は、団地や民間マンションが集積した国内最大のマンション・タウンです。

これらのマンションでは、築年数に応じて、建物・設備やコミュニティーを適切に維持・管理していくために、地域の実情にあった情報やノウハウが求められています。

しかし、個々の管理組合の努力だけでは情報収集に限界がありますし、単独では容易に解決できない問題も往々にして起きています。

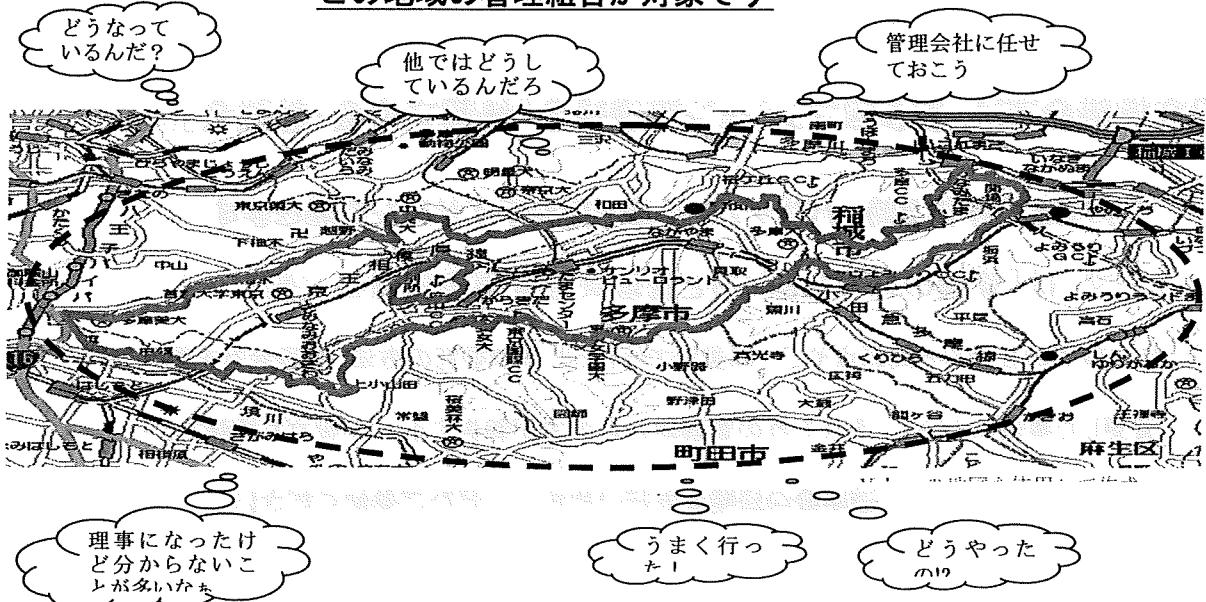
多摩マンション管理組合連絡会は、そうした状況に対応し、地域の管理組合と住民有志とで、自主的なネットワークをつくり、お互いの情報や経験を交換しあい、知恵を出しあって、建物・設備のハード面と管理組合運営のソフト面との両面で役立つ、さまざまな情報を共有しながら、より良い方法を考えていこうとするものです。

多摩市、多摩マンション管理士会の協力を得て、すでに住民有志による設立準備会が発足しており、2008年10月を目標に設立する準備を始めました。

貴管理組合におかれましても設立主旨にご賛同いただき、連絡会にご参加くださるようお待ちしています。マンション管理に関心や興味のある、地域の個人の方の参加も歓迎いたします。

08年6月 多摩マンション管理組合連絡会設立準備会

この地域の管理組合が対象です



《事業内容》

連絡会は、管理組合会員と個人会員による自立した組織です。建築、設備、管理業務の専門団体、専門家などの協力も得ながら、以下の事業を行います。

- 1) 管理組合間の広報、文書類の交換及び収集
- 2) 管理業務についての情報、ノウハウ及び経験等の提供並びに交換
- 3) 勉強会、交流会、セミナー、見学会などの開催
- 4) 各管理組合に共通する課題等の検討（政治、宗教活動は除く）
- 5) 会報の発行、ホームページによる情報発信
- 6) その他、理事会で決定した事項

《連絡会入会の手続き》

代表世話人にご連絡ください。下記のHPやアドレスからも出来ます。

(連絡会のホームページ → <http://www.tamamankan.jp/>)
(メールでの申し込みアドレス → tamakan_touroku@yahoo.co.jp)

「設立準備会・代表世話人」

氏名	住 所	TEL	所属管理組合
西山 博之	〒206-0031 多摩市豊ヶ丘2-1-9-203	371-3357	豊ヶ丘2-1管理組合
馬野 安雄	〒206-0031 多摩市豊ヶ丘5-3-6-203	373-2258	豊ヶ丘5-3管理組合
富松 比左敏	〒206-0012 多摩市貝取1-28-6-304	371-9031	貝取1-28管理組合
山崎 勝太郎	〒206-0041 多摩市愛宕2-6-1-501	373-3504	愛宕2 丁目管理組合
富田 紘二	〒206-0033 多摩市落合5-9-11-203	376-3448	ホームタウン落合5管理組合
常光 奎吾	〒206-0034 多摩市鶴牧5-37-6-301	339-4992	エステート鶴牧4・5管理組合
坂田 英督	〒206-0803 稲城市向陽台 6-19-3-604	379-5287	ピスタセーレ向陽台管理組合

設立準備会では、第5回マンション管理組合「情報交換会・勉強会」(共催)を

7月26日午後3時、パルテノン多摩5階シティサロンで開きます

テーマは「管理の様々なあり方と管理会社変更事例報告」(仮題)です。

自主管理の仕組みと問題点や、一部委託で始まった分割委託の方法、管理会社を最近
変更した事例について、それぞれの管理組合員の方が報告する、お役立ち情報です。

連絡会の説明会も行います。ぜひご参加ください。

多摩マンション管理組合連絡会（仮称）会則案

第1章 総則

（名称）

第1条 この団体は、多摩マンション管理組合連絡会（以下「連絡会」という）と称する。

（目的）

第2条 連絡会は多摩ニュータウンおよび周辺のマンション管理組合（以下「組合」という）の活動を活性化し、共通の問題を解決するために、情報や経験の交換、相互支援、対外的な活動を行うことを目的とする。

（活動）

第3条 連絡会は、第2条にかかげる目的を達成するために、次の各号の活動を行う。

- 一 組合間の広報及び文章類の交換及び収集。
- 二 管理業務に関する情報、ノウハウおよび経験等の提供並びに交換。
- 三 交流会、相談会、セミナー、見学会等の開催。
- 四 会報の発行、ホームページによる情報発信、メーリングリスト（ML）の運営。
- 五 各組合に共通する問題に関する対外的な活動。
- 六 必要に応じて、自治体およびNPO団体、その他の団体、事業者との連携、協働。
- 七 その他理事会において決定された業務。

第2章 会員

（構成）

第4条 連絡会は、多摩ニュータウンおよび周辺の各組合と、地域に居住する個人で構成する。

（入会）

第5条 会員になろうとする組合および個人は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会員は、各組合の総会又は理事会で入会を決議した組合会員と、個人の立場で加わる個人会員とする。
- 3 一定の活動に参加する組合および個人は、以下の条件で準会員となることができる。
 - 一 組合の場合は組合名、代表者名、住所、インターネットのメールアドレスを登録する。個人の場合は氏名、住所、インターネットのメールアドレスを登録する。
 - 二 準会員は第3条一号の活動を除いた、その他の活動に参加できる。
 - 三 連絡および情報伝達は原則的にインターネットのメールのみで行う。

(退会および資格の喪失)

第6条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員は、退会したときに資格を失う。

第3章 連絡会総会

(連絡会総会)

第7条 連絡会の総会は最高決議機関として、毎年11月に開催する。

2 総会は全会員で組織する。

3 総会は全会員の2分の1以上の出席（委任状出席を含む）で成立する。

4 総会の議長は会長又は会長の指名する者が行う。

5 総会では、決算、予算、事業方針を決議するとともに、理事および監事を選任する。

6 評決をする場合、組合会員は各10議決権、個人会員は1議決権を有し、第16条の会則改正を除いて、出席者の議決権総数の過半数で決する。

7 準会員は総会を傍聴することができる。ただし、意見陳述権、議決権はない。

第4章 理事会及び役員

(理事)

第8条 理事の定員は15名以内とする。

2 理事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員及び事務局の構成)

第9条 理事会には次の役員を置く。

一 会長 1名

二 副会長 1名

三 会計 1名

四 書記 1名

2 役員は、理事会で理事の中から選任する。

3 会長・副会長・会計・書記を補佐する事務局を置く。

4 事務局に若干名の事務局員を置く。

5 事務局員は、会長が選任し、理事会の承認を得る。

(役員及び事務局員の役割)

第10条 役員及び事務局員は次の各号の会務を行う。

一 会長は連絡会を代表し、会務を統括する。

二 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。

三 会計は連絡会の収入及び支出に関する証書を保管し、会計帳簿を作成する。

- 四 書記は事務局を統括し、総会及び理事会の議事録を作成する。
- 五 事務局員は連絡会業務の執行を補助し、理事会の審議事項等を準備する。
- 六 事務局員は理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決権はない。

(理事会の運営)

- 第11条 理事会は、第2条に定められた目的を達成し、総会決議事項および第3条の活動を推進するために、原則として2ヵ月に1度開催する。
- 2 理事会は、総会決議事項および第3条、第5条に基づいて、連絡会の運営事項や活動計画を審議し、承認する。
- 3 理事会の召集は、会長が行う。
- 4 理事会の議長は会長又は会長の指名する者が行う。
- 5 理事会は理事の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。
- 6 会員は理事会の承認を得てオブザーバーとして理事会に出席し、意見を述べることができる。

(各種委員会および部会)

- 第12条 理事会は、必要に応じて各種委員会及び部会を設けることができる。
- 2 各種委員会および部会は、理事、組合会員の組合員、個人会員、マンションに関わる専門知識や実務経験の保有者で構成する。
- 3 各種委員会及び部会は、理事会からの諮問、要請事項に応じた活動を行う。

(監事)

- 第13条 監事の定員は2名とする。
- 2、監事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3、監事は理事会に出席して、意見を述べることができる。ただし、議決権はない。
- 4、監事は連絡会の経理執行状況および業務の適正なる執行を監査し、総会に報告する。

第5章 会計および監査

(経費)

- 第14条 連絡会の経費は、組合会員及び個人会員の会費、その他をもって当てる。
- 2 会費その他の額は、理事会で決める。
(当面の会費は組合会員が年間18,000円、個人会員が同2,400円とする。ただし、年度途中の入会は、その年度を月割りとする。準会員はなしとする)

(決算)

- 第15条 連絡会の会計年度は、10月1日から翌年9月末日までの1年とする。
- 2 会計年度終了後、経理執行状況および決算については、監事の監査を受けたうえで、総会において承認を得なければならない。

第6章 会則改正

(会則改正)

第16条 連絡会会則を改正する場合は、総会において審議し、出席者の議決権総数の4分の3以上の賛成をもって決定する。

第7章 附則

(事務所)

第17条 連絡会事務所は、別に定める。

(ただし、多摩市役所くらしと文化部住宅課（多摩市関戸6-12-1）を暫定的な連絡先とする)

(内規)

第18条 連絡会の運営において必要な事項は、この会則の範囲内における理事会の決定をもって内規とする。

(施行日)

第19条 この会則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(付帯事項)

連絡会として特定の政治家・政党・立候補者などの応援・支持といった政治団体としての活動や宗教団体としての活動は一切行わない。

(08年3月最新版)

入会届（組合用）

多摩マンション管理組合連絡会
会長 殿

マンション（管理組合・管理組合法人）は、貴会に
入会したいのでご承認下さい。

平成 年 月 日

住所 _____

マンション管理組合

理事長 _____

印

下記をご記入のうえご提出下さい。（＊印は該当するところに○印を付けて下さい。）

マンション管理組合名									
所在地									
総住戸数	戸								
階数	階建								
建物構造*	RC造	・	SRC造	・	PC造	・	S造	・	その他
マンション形態*	単棟	・	団地	・	複合用途				
管理形態*	自主管理	・	一部委託	・	全部委託				
フリガナ									
理事長名									
フリガナ									
担当者名									
担当者連絡先	住所								
	〒								
	電話	FAX							
	携帯電話								
	Email								
管理事務所の有無*	有	・	無						
管理事務所連絡先	電話	FAX							
	Email								

入会届（個人用）

多摩マンション管理組合連絡会
会長 殿

私は、貴会に入会したいのでご承認下さい。

平成 年 月 日

住所

氏名 _____ 印

下記をご記入のうえご提出下さい。（＊印は該当するところに○印を付けて下さい。）

マンション管理組合名					
所在地					
総住戸数	戸				
階数	階建				
建物構造*	RC造	・ SRC造	・ PC造	・ S造	・ その他
マンション形態*	単棟	・ 団地	・ 複合用途		
管理形態*	自主管理	・ 一部委託	・ 全部委託		
フリガナ					
届出人名					
届出人連絡先	住所				
	〒				
	電話	FAX			
	携帯電話				
	Email				
管理事務所の有無*	有	・	無		
管理事務所連絡先	電話	FAX			
	Email				

*戸建の方は、届出人連絡先のみ記入してください。